

狩猟期間の事故防止

狩猟期間とは、狩猟者（狩猟免許を所有し、狩猟登録した人）が銃器や網、わなを使用して狩猟鳥獣（鳥類 29 種、獣類 20 種）を捕獲できる期間のことです。期間中、野山に出かける場合は十分ご注意ください。

なお、狩猟者以外の人々が犬や銃器、網、わなを使用して鳥獣を捕獲することは法律で禁止されています。

狩猟が行われる場所付近で作業する場合は、自分の存在を知らせるため目立つ服装などに心がけてください。

危険な狩猟や違法行為を行っているハンターを見かけた時は、すぐに駐在所や交番などにお知らせください。

狩猟が禁止されている場所

鳥獣保護区・休猟区、公道（私道でない道路）、公園（都市計画法に基づく園地など）、社寺境内、墓地

次のような場合、銃器での狩猟が禁止されます

- ・上記の場所のほか、銃猟禁止区域、市街地、人家が建て込んだ場所、人が多く集まる場所での発砲
- ・日没後から日の出前までの時間帯の発砲
- ・弾丸が達するおそれのある範囲の人畜、建物、汽車、電車、自動車、船舶に向けての発砲

狩猟期間

エゾシカ以外の狩猟鳥獣 平成 20 年 10 月 1 日から平成 21 年 1 月 31 日
エゾシカ（上川支庁管内） 平成 20 年 10 月 25 日から平成 21 年 3 月 1 日
（エゾシカについては毎年期間など見直しがあります）

問い合わせ先 産業課林務係 ☎ 52 - 2178

こんにちは 「ジャングルクラブ」です

私たちジャングルクラブは、子どもを持つ親が中心となり、放課後、子どもたちが安心して過ごせるようサポートする活動をしています。（同時に子どもを預ける親に安心して仕事をしてもらおうという目的もあります。）ジャングルクラブの利用者の多くは、低学年の子どもを持つ家庭です。利用目的は異年齢の子どもたちや地域の方々との関わりで色々なことが学べる、一人で留守番させるのが心配とその理由は様々です。

私たちの活動も 10 年目を迎え、これまで地域の方々や学校などからたくさんの協力をいただけてきました。

これからも安心して遊べる・学べる・集える場を作っていきたいと思います。参加してみたい方は、一度遊びにきてください。

なお、これから小学校入学を控えた保護者の方を対象に、平成 21 年度利用説明会を 2 月に予定しています。日時が決まりしだい広報でお知らせします。

活動場所：「児童クラブ室」（町民体育館横）
開所時間：下校時間から 17 時（月曜日から金曜日）
振替休日・長期休暇期間は 8 時 30 分から 17 時

問い合わせ先 ジャングルクラブ 090 5958 4890

ワカサギ釣りをされる方へ

今シーズンより、町では釣り場の設定などを行っていませんので、釣りをされる方は氷の厚さや周辺の状況を十分ご確認の上、安全に注意して行ってください。

また、ゴミなどは各自でお持ち帰りいただきますようお願いいたします。

産業課商工観光係 ☎ 52 - 2178

上場会社の「株券電子化」

2009 年 1 月 5 日よりスタートしました！

お知らせ 1

株券電子化実施により、すべての上場会社の株式は、証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

お知らせ 2

お手元にある株券の権利は、特別口座で保全されます。

特別口座は、上場会社が株主名簿の名義人の名前で信託銀行などに開設する口座です。（口座開設のご案内が郵送される予定です。）特別口座に記録された株式を売却するためには、まず、証券会社取引口座を開設し、特別口座の株式を証券会社の取引口座へ振り替えることが必要です。（特別口座を開設する信託銀行などまたはお近くの証券会社にご相談ください。）

問い合わせ先 「株券電子化」なんでも相談窓口

☎ 0120 - 77 - 0915